

奈良県告示第四百六十八号

奈良県測量業者登録簿閲覧規程（昭和三十七年一月奈良県告示第四百四十七号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

第一条中「第二十八条第一項」を「第九条第一項」に、「奈良県県土マネジメント部用地対策課」を「奈良県県土マネジメント部総務課」に改める。